

東宮敦明親王也。而有事障于今未敢渡。被置納殿。而其儀藏人範永持出自納殿於殿上口授右近少將公成朝臣兼東宮權亮公成朝臣即令持御藏小舍人共信參宮御方仍於殿上口取之也少將取御劍參

進畫御座方大夫即進請彼御劍持入御在所之後亮惟憲朝臣以白褂一重并袴給少將云々

〔小右記〕萬壽元年九月廿二日丁未昨日右近中將師房叙從三位者十九日行幸叙正四位下元從四位下已

越三箇日内越階只叙三位未曾有以關白藤原賴通養子異姓禪室藤原道長賀所叙歟可感口如何

〔小右記〕萬壽二年七月十一日辛卯去九日丹生使藏人檢非違使棟仲大納言能信卿藤原道長子山城國

莊雜人打破小舍人頭濫行無極仍差遣使官人云々天下田地悉為一家領所須無立錐地歟可悲之世也

〔小右記〕萬壽二年八月十二日辛酉禪閣藤原道長以左衛門志為長令取豐樂殿鴉尾豐樂守衛士之有

指宣旨歟陳不取詞為長打調衛士遂取下鴉尾先取一鴉尾造木鴉尾可被置云昨修理進豐高所申

宰相密談伴鴉尾以鉛鑄造以鉛為苑法成寺瓦料云々萬代之皇居一人自由乎悲哉々々

〔續世繼一召〕後三條院略中まだ御子におはしましとときちの御門後朱雀院さきのとしの冬

よりわづらはせ給てむつきの十日寛徳二年あまりのころ位させ給てみこの宮後冷泉にゆづり

申させたまふことばかりにて春宮のたせ給事はともかくもきこえざりけるを能信大納言

とて宇治の頼などの御おとうのたかまつ源明子のはらにおはせしが御前にまゐり

て二宮後三條をいづれの僧にかつけたてまつり侍るべきときこえさせ給ひけるに坊にこそは

たため僧にはいかつけん關白頼通の春宮の事はまづかといへばのちにこそはおほせ

られけるをけふたせ給はずばかなふまじきことに侍りと申給ひければさらばけふとてな

ん春宮はたせ給ひけるやがて大夫にはその能信大納言なりたまへりき君の御為たゆみな

くすゝめ奉り給へりけんいとありがたし